

（仮称）犬山市子どもの権利条例（骨子案）

「話を聞きに来てくれてありがとうございます。」

「大人が話を聞いてくれると思わなかった。」

子どもたちに子どもの権利を知ってもらうとともに、子どもの意見を聞くための集まりで、子どもたちに言われた言葉です。

これまで私たちは子どもの声に耳を傾け、真剣に向き合ってこれたのでしょうか。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、無限の可能性に満ちた未来の象徴です。

未来を創る子どもは、その思いや考えを尊重されるべきであり、多様な経験を重ね、愛され育っていくことで、自己肯定感を育み、自立へと向かうことができます。

子どもが、心身ともにしっかり休め、安心して日々を過ごせることなど、普段の生活の安心と、多様な場での学びや遊び、体験などを通じて、様々な経験を重ねていくことが、子どもの健やかな成長には必要です。

子どもたち一人ひとりが、子どもの権利について知り、自分らしく生き、休み、遊び、学び、暮らし、自分の考えを言うことができる。今こそ、大人が、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもの最善の利益を考え子どもに向き合い、子どもの成長とともに大人も成長し、子どもの権利を守るため子どもの視点に立った環境づくりを進めていくことが求められています。

子どもたちにも、子ども同士がお互いの権利を認識し、自分の権利と相手の権利、それぞれを守りながら成長していくことが求められています。

犬山市は、子どもの権利が守られ、子どもにやさしいまちであるために、子どもとその保護者だけでなく、地域全体が子どもの権利について理解を深め、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の

利益を考えて行動し、いつまでも子どもの笑顔が絶えない、子どもみんなかのまちであり続けることを目指して、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利並びにその権利を守るための市、保護者、地域住民等、保育及び学校等関係者の役割を明らかにするとともに、子どもの最善の利益を守るために取り組むべき事項を定めることにより、子どもの権利を守り子どもの健やかな育ちを支援する市の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民、地域で活動を行う個人又は団体及び地域の事業者等をいう。
- (4) 保育及び学校等関係者 保育所、児童養護施設、学校その他子どもが学び、又は生活し、通所し若しくは入所する施設の関係者をいう。
- (5) 虐待等 虐待、いじめ、体罰等をいう。

（自分らしく生きる権利）

第3条 子どもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること
- (2) 自分のことを自分で決めること
- (3) 自分の持つ力を発揮できること

（のびのびと豊かに育つ権利）

第4条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げる権利が守

られなければならない。

- (1) 休むこと
 - (2) 遊ぶこと
 - (3) 学ぶこと
 - (4) 食べること
 - (5) 自然、歴史及び文化等に触れること
- (安全に安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 命が守られること
 - (2) かけがえのない存在として、愛情をもって育てられること
 - (3) 健康な生活ができ、適切な医療を受けられること
 - (4) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪から守られること
 - (5) あらゆる差別を受けないこと
 - (6) プライバシーが守られること
- (自由に参加する権利)

第6条 子どもは、自分に関わることに自由に参加するため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 自分の意見を表明する機会が与えられること
 - (2) 自分の意見が尊重されること
 - (3) 自分の意見を表明するため、必要な情報の提供その他支援を受けられること
- (保護者の責務)

第7条 保護者は、家庭等において、自らが手本となり子どもに基本的な生活習慣やルールを教えるとともに、子どもの意見を聞き、気持ちを理解し、子どもが健やかに成長できるよう努めなければならない。

2 保護者は、子どもの養育についての責任を認識し、子どもとのふれあいの機会を大切にして、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

（地域住民等の役割）

第 8 条 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもが地域で健やかに育つよう支援に努めるものとする。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

（保育及び学校等関係者の責務）

第 9 条 保育及び学校等関係者は、子ども一人ひとりの発達に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 保育及び学校等関係者は、虐待及び体罰から子どもを守り、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 保育及び学校等関係者は、いじめの発見及び防止に努め、関係機関と連携し、いじめのない社会の実現に努めなければならない。

4 保育及び学校等関係者は、子どもが子どもの権利について理解し、自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

（市の責務）

第 10 市は、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。

2 市は、子どもの権利を保障し、健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、保育及び学校等関係者（以下「保護者等」という。）と連携及び協働して、必要な施策を実施するものとする。

3 市は、保護者等が相互に連携及び協働し、それぞれの役割を果たすことができるよう支援するものとする。

4 市は、子どもがその権利が守られていない、と感じたときに、子どもが気軽に相談できるよう、相談体制を整備し、周知しなければならない。

5 市は、子どもの権利が侵害されたと認めるときは、子どもの権利が守られるよう必要な措置を講じなければならない。

（子どもの育ちの支援）

第 1 1 条 市は、子どもが様々なことを学び、体験し、及び仲間と交流する機会を作るなど、豊かな経験を育むことを支援するものとする。

2 市は、犯罪、事故、災害その他有害な環境又は危険から子どもを守り、子どもが健やかに育つための環境の整備に努めるものとする。

3 市並びに保育及び学校等関係者は、子ども又は保護者が安心して相談できる場を設けるよう努めるものとする。

（保護者への支援）

第 1 2 条 市は、保護者が子どもにとって大切な存在であることを認識し、保護者が安心して子育てができ、子どもの権利を守りながらその責務を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

（虐待等への対応）

第 1 3 条 市並びに保育及び学校等関係者は、関係機関と連携し、子どもの虐待等の防止、早期発見及び速やかな救済に取り組まなければならない。

2 保護者等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した時は、速やかに児童相談所又は市に通告しなければならない。

3 市は、虐待を受けた子どもを速やかに救済するため、児童相談所等と連携し、必要な支援を行わなければならない。

（委任）

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。